

# 職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究（専門課程） －平成27年度繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野－

分野：職業能力開発の実践に必要な調査研究  
担当室名：高度訓練開発室

## 1. 高度職業訓練について

高度職業訓練は、二つの課程がある。応用課程と専門課程である。専門課程は、高等学校卒業者や同等の学力を有する者を対象とする2年間の課程である。応用課程は、高度職業訓練の同一の専攻の専門課程や短期大学等を修了した者を対象にした2年間の課程である。これらの、高度訓練職業訓練は、機構が実施する大学校10校、同付属校短期大学校12校、短期大学校1校、県が実施する短期大学校11校、認定職業訓練法人が実施する短期大学校10校、企業が実施する短期大学校5校で実施されている。これらの高度職業訓練の対象者、訓練時間、教科の学科・実習、訓練で使用する設備、技能照査は職業能力開発法、同施行規則別表6・7に定められている。

## 2. 高度職業訓練基準について

高度職業訓練は、前述したように職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則別表第6・7に基づき定められ、通達により別表の詳細については定められている。これらは、標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示しているだけであり、総訓練時間の約6割で定めたものである。残り4割の時間については、地域ニーズ、産業ニーズ、企業の都合等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定ができるようになっている。これらの組合せで高度職業訓練が実施されている。

したがって、国が示す職業訓練基準は、その細目を含め、都道府県が条例を策定する際の基準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり不断の見直しが求められている。

## 3. 職業訓練基準の細目の見直し（高度職業訓練）

基盤整備センターでは、高度職業訓練の基準の改正のための基礎資料を作成するとともに訓練の実施状況等の調査をおこなった。

本年度は、繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野の見直しを行った。この分野に含まれる別表6に定められている訓練科は、10系13科になった。さらに、これらの科

の実施短期大学校、大学校は少数であり、一部においては休校中である校もあった。これらのことより、基礎研究会は数校で実施されている系に限定し、1校でしか実施されている系、科に関しては、実施校への聞き取り調査を行い、実施されていない系、科に関しては、その分野の専門家の意見を聞き基礎資料を作成した。

## 4. 基礎研究会の開催

基礎研究会の委員構成は、職業能力開発総合大学校の教官1名、職業能力開発大学校の接客サービス系の指導員1名、職業能力開発短期大学の物流システム系の指導員2名、県立産業技術短期大学校接客サービス系の指導員1名からなる基礎研究会を立ち上げ、訓練基準の教科・設備・技能照査の細目に係る見直しを行った。基礎研究会は、本年度は4回実施した。本年度においては基礎研究会は、基準の細目の物流系と接客サービス系の2系を見直すことができた。

## 5. 細目の見直し結果

繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野の訓練基準の細目に関する見直しを行った。専門課程は平成5年以来の見直しになった。

### 5.1 教科の細目の見直し

教科の細目の見直しでは、内容の記載が詳細記載されている部分と概略的に記載されている部分とがあり、同じ水準の表現で統一性を持たせるように見直しを行った。

表1 代表的な見直しの教科の細目の例

教科の科目	教科の細目	
	見直し前	見直し後
サービス 企業概論	料飲サービス企業とホスピタリティ産業の分類と概要、組織現状料飲関係の職場のマナー、忘れ物及び失物の取扱い方	料飲サービス企業の分類と現状、料飲関係の職場のマナー、忘れ物及び遺失物の取扱い方
経営学概論	経営学の基礎、経営者の役割、経営理念・目標・戦略、経営資源とマネジメント、料飲産業の概要、経営環境の変化と外食産業	料飲産業の概要、経営環境の変化と外食産業

同時に、現行に合わなくなった内容や、よく使われる内容などの面から見直した。表1に見直し前と見直し後の代表的な一部分を示す。

### 5.2 設備の細目の見直し

設備の細目の見直しは、食品製造技術系製パン・製菓技術、調理技術系調理技術科、服飾技術系和裁技術科、接客サービス系ホテルビジネス科等に関しては、普通職業訓練に準じて設備を整備するように細目が整備されていたが、基礎研究会、実施校・専門家のヒアリング調査及びアンケート調査を基に設備内容を大幅に見直しを行った。

他の各系の学科に関しては、設備の近代化、情報機器・周辺機器、アプリケーションなどの整備に関して見直しを行った。

図1に見直した物流系港湾流通科の内容の一部を示す。

見直し前の港湾流通科の設備の細目

種別	名称	概要	数量	
			訓練生 20人	訓練生 40人
機械	移動式クレーン	10～15 t	2式	2式
	フォークリフト	3～10 tアタッチメントを含む。	3台	5台
	ショベルローダ	0.5～1.0m <sup>3</sup>	1台	2台



見直し後の港湾流通科の設備の細目

種別	名称	概要	数量	
			訓練生 20人	訓練生 40人
機械	移動式クレーン	10～25 t	1式	1式
	フォークリフト	2～10 tアタッチメントを含む	3台	5台
	ショベルローダ	0.5～1.0m <sup>3</sup>	1台	2台
	コンテナ荷役運搬機械	6～12m用スプレッド付きフォークリフト、リーチスタッカ等	1台	2台
	クレーン	ガントリークレーンシミュレータ	1式	1式

図1 港湾流通科の設備の細目の変更内容

表2 港湾流通科の技能照査の見直しの一部

		見直し前	見直し後
実技	系基礎	1 電子計算機の操作がよくできること。	1 コンピュータの操作がよくできること。
		2 電子計算機のプログラム作成ができること。	2 ビジネスアプリケーションソフトの活用ができること。
	専攻	1 高級言語でのプログラミングができること。	1 港湾情報処理システムの運用・管理ができること。
		2 流通システム及びデータ処理システムの簡単な設計ができること。	2 データベースの設計やシステムの構築ができること。

### 5.3 技能照査の細目の見直し

技能照査は、教科の細目に記載がないものや、技能照査の内容の優先順位の見直しを中心に行った。代表的な見直し部分に関しては表2に示す。表2は見直した部分の一部である。

## 6. まとめ

本年度は、繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野の見直しをすべて行った。

この分野に含まれる別表6に定められている訓練科は、10系13科になるが、訓練施設で実施されていないものが8科含まれたため、各分野の専門家の意見により訓練科の別表の細目の見直しを行うことができた。

接客サービス系のホテルビジネス科の教科の細目、設備の細目、技能照査の細目を見直した。ホテル業界がシティホテル、ビジネスホテル、リゾートホテル等いろいろな客層に対応するために提供するサービスの幅が広がってきていること、国外からの訪問者の増加により、国内の説明、外国の習慣等の理解や外国語の必要性の上から教科・設備・技能照査の細目を見直した。

物流系に関しては、グローバル化、港湾設備の大型化、コンピュータを利用したシステムの導入により観点から教科の細目の中ではこれらに対応できるように、教科細目に幅を持たせることにより対応できるようにした。

和裁技術科に関してはほとんど見直す必要はなかった。

調理技術科は、細目の内容の見直しより訓練内容で過不足が出ていた訓練時間数の見直しを中心におこなった。

以上のことによりすべての訓練科を見直すことができた。